

まちづくりに関する相談業務の休止について(令和3年4月26日)

4月23日の緊急事態宣言の発出に伴い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言発令の間、京島事務所及び鐘ヶ淵事務所で実施している相談業務については、次のとおり実施いたします。利用者の皆様には、ご迷惑をおかけして申し訳ありません。

京島事務所(京島まちづくりの駅)

- ・京島事務所で実施する「住まい何でも相談処」及び「すみだ空き家相談処」は、来所による面接相談は休止し、電話相談のみ実施します。
- ・「住まい何でも相談処」の建築士、弁護士、税理士などによる「専門家面接相談」は、緊急性の高い案件のみ対応いたします。なお、「建築・修繕の業者紹介」については、緊急性の高い修繕が必要と判断したもののみ対応いたします。
- ・「空き家何でも相談処」の専門家団体相談(建築、法律、税務、不動産等)は、緊急性の高い案件のみ対応いたします。

京島事務所 03-3617-2262

鐘ヶ淵事務所(鐘ヶ淵まちづくりの駅)

- ・鐘ヶ淵事務所で実施する来所による面接相談は休止し、電話相談のみ実施します。

鐘ヶ淵事務所 03-6657-5968